

議案第59号

備前市営墓地使用条例の一部を改正する条例の制定について

備前市営墓地使用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田原 隆雄

備前市条例第 号

備前市営墓地使用条例の一部を改正する条例

備前市営墓地使用条例(平成18年備前市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「593番地の1」を「593番地1」に、「1102番地の1」を「1102番地4」に、「2599番地」を「2599番地1」に、「436番地の1」を「436番地1」に、「454番地の1」を「454番地1」に、「1608番地の1、1610番地の1」を「1608番地1、1610番地1」に、「3274番地の2」を「3274番地2」に、「905番地の1、905番地の3」を「905番地1、905番地3」に、「3320番地の9」を「3320番地9」に、「385番地の1」を「385番地1」に、「2883番地の6」を「2883番地6」に、「291番地の1、379番地の1、380番地の1」を「291番地1、379番地1、380番地1」に、「172番地の1」を「172番地1」に改める。

別表第2中「593番地の1」を「593番地1」に、「1102番地の1」を「1102番地4」に、「2599番地」を「2599番地1」に、「436番地の1」を「436番地1」に、「454番地の1」を「454番地1」に、「1608番地の1」を「1608番地1」に、「1610番地の1」を「1610番地1」に、「3274番地の2」を「3274番地2」に、「905番地の1」を「905番地1」に、「905番地の3」を「905番地3」に、「3320番地の9」を「3320番地9」に、「385番地の1」を「385番地1」に、「2883番地の6」を「2883番地6」に改める。

別表第3中「51,420円」を「52,380円」に、「30,850円」を「31,420円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。